

平成 26 年 3 月 17 日

産前産後休業期間中の保険料免除等に係る
事務取扱等について、お知らせします。

産前産後休業期間中の保険料免除等については、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号。以下「年金機能強化法」という。）に盛り込まれており、年金機能強化法については、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとされています。

標記のことについて、平成 26 年 2 月 12 日付をもって、厚生労働省保険局保険課から健康保険組合あて連絡がありましたので、概要について、下記のとおりお知らせします。

記

第 1 産前産後休業期間中の保険料免除等の趣旨

年金機能強化法において、次世代育成の観点から、出産前後の経済的負担が軽減され、子どもを産みやすい環境を整えることを目的として、産前産後休業（以下「産休」という。）を取得した者に、育児休業等と同様の配慮措置を講じることとしたものである。

第 2 年金機能強化法による改正の概要

1 産休の定義

出産（ ）の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から出産の日後 56 日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に従事しないことをいう。

出産…妊娠 85 日（4 か月）以上の分娩をいい、早産、死産、流産、人工妊娠中絶を含む。

2 産休期間中の保険料免除

ア 事業主からの申出に基づき、産休期間中（開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月まで）の保険料を免除すること。

イ 育児休業等の期間と産休期間が重複する場合は、産休期間中の保険料免除を優先すること。

ウ 年金機能強化法の施行日前に産休に相当する休業を開始した者については、施行日に産休を開始したものとみなして、施行日以降、保険料免除の対象とすること。

3 産休を終了した際の標準報酬月額の変改

ア 産休終了日の翌日の属する月以後 3 か月間の報酬（支払基礎日数が 17 日未満の月を除く。）の平均を報酬月額として算出した標準報酬月額が、休業時点の標準報酬月額と 1 等級以上の差が生じた場合、被保険者が事業主を経由して健康保険組合等に申出をすることにより、標準報酬月額を改定すること。ただし、産休終了日の翌日に、引き続き育児休業等を開始している者については、産休終了時の改定の対象か

ら除外すること。

イ 育児休業等終了日の翌日に、引き続き産休を開始している者については、育児休業等終了時の改定の対象から除外すること。

ウ 産休を終了した際の標準報酬月額の変更に関する規定は、施行日以降に終了した産休について適用すること。

第3 事務取扱の概要

1 産休期間中の保険料免除を受けようとする場合の事業主による申出

事業主は、健康保険組合（以下「組合」という。）の管掌する健康保険の被保険者（以下単に「被保険者」という。）に係る産休期間中の保険料免除を受けようとする場合は、当該被保険者が産休を開始した日以降に、別添1の「産前産後休業取得者申出書」を組合に提出すること。

育児休業等から連続して産休となり、両方の期間が重複する場合は、産休による保険料免除が優先するため、産休を開始した日の前日を育児休業等の終了日とすること。この場合において、育児休業等の終了時の届出は不要であること。

2 1の申出に係る事項に変更があったとき又は産休終了予定日の前日までに産休を終了したときの事業主による届出

事業主は、1の申出に係る事項に変更があったとき又は産休終了予定日の前日までに産休を終了したときは、速やかに、これを組合に届け出なければならないこと。また、1の申出書が産前に提出され、出産日と出産予定日が異なった場合においても、産後、同様に届け出ること。届け出は、別添2の「産前産後休業取得者変更（終了）届」によること。

3 産休を終了した際の標準報酬月額の変更についての申出

被保険者は、産休を終了した際の標準報酬月額の変更を申し出る際は、事業主を経由して、別添3の「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を組合に提出すること。

健康保険 産前産後休業取得者申出書

常務理事	事務長	課長	担当者

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。 ※印欄は記入しないでください。	①事業所整理記号		②被保険者整理番号		⑦年金手帳の基礎年金番号				①被保険者の氏名				③被保険者の生年月日																														
									(フリガナ)				昭 5		年		月		日																								
									(氏)		(名)		平 7																														
	④出産予定年月日				⑤出産種別		⑦産前産後休業期間				⑥産前産後休業開始年月日				⑧産前産後休業終了予定年月日																												
平成 7		年		月		日		単胎 0		多胎 1		平成 年		月		日		から		平成 年		月		日		まで		平成 7		※年		月		日		平成 7		※年		月		日	
⑧作成原因		⑨出生児の氏名				⑩出産年月日				備 考																																	
※		(フリガナ)		(氏)		(名)		平成 7		年		月		日		送信																											

平成 年 月 日提出

受付日付印

事業所所在地	〒
事業所名称	
事業主氏名	◎
電話番号	()

社会保険労務士の提出代行者印	
	◎

健康保険 産前産後休業取得者確認通知書

①事業所整理記号		②被保険者整理番号	⑦年金手帳の基礎年金番号		①被保険者の氏名		③被保険者の生年月日																	
					(フリガナ)		昭 5	年	月	日														
					(氏)		平 7																	
④出産予定年月日			⑤出産種別	⑦産前産後休業期間			⑥産前産後休業開始年月日		⑦産前産後休業終了予定年月日															
平成 7	年	月	日	単胎 0 多胎 1	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで	平成	※	年	月	日	平成	※	年	月	日
⑧作成原因		⑨出生児の氏名			⑩出産年月日		送信					備 考												
※		(フリガナ) (氏)			(名)							平成	7	年	月	日								

上記のとおり産前産後休業取得者を確認したので通知します。

平成 年 月 日

事業所所在地	〒	
事業所名称		
事業主氏名		様
電話番号	()	-

兵庫県建築健康保険組合
理事長

㊟

届書コード	処理区分	届書
2 7 3		

厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書

事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担 当 者

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
※印欄は記入しないでください。

①事業所整理記号		②被保険者 整理番号	⑦年金手帳の基礎年金番号		④被保険者の氏名		③被保険者の生年月日			
					(フリガナ) (氏) (名)		昭 5	年	月	日
							平 7			
④出産予定年月日			⑤出産種別	⑦産前産後休業期間			⑥産前産後休業開始年月日		⑧産前産後休業終了予定年月日	
平成 7	年	月	日	単胎 0 多胎 1	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで	平成 7	※ 年	月	日
							平 7			
⑧作成原因		⑨出生児の氏名		⑩出産年月日		備 考				
※		(フリガナ) (氏) (名)		平成 7 年 月 日		送信				

平成 年 月 日提出

受付日付印

事業所所在地	〒	—
事業所名称		
事業主氏名	◎	
電話番号	()	—

社会保険労務士の提出代行者印
◎

【記入の注意】

1. ③の年号は、該当する数字を○印で囲んでください。
生年月日は、たとえば昭和57年11月7日の場合は、

昭 ⑤	年	月	日
平 7	5 7	1 1	0 7

のように記入してください。

2. ④は、出産予定年月日を記入してください。（※出産後に提出する場合にも記入をお願いします。）
たとえば平成26年7月5日出産予定の場合は、

平成	年	月	日
7	2 6	0 7	0 5

のように記入してください。

3. ⑤は、該当する数字を○で囲んでください。

4. ⑦は、産前産後休業の開始年月日および終了予定年月日を記入してください。
なお、出産後に提出する場合であって、出産予定年月日より前に出産したときは、出産年月日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）の範囲内で妊娠または出産に関する事由で労務に服していなかった期間が産前休業となりますので、開始年月日に注意してください。（出産予定年月日を基準とした開始年月日より早まる場合があります。）

5. ⑨は、出産後に提出する場合に記入してください。（※産前休業期間中の提出の場合は記入不要です。）
なお、多胎児を出産した場合は、出生児の氏名を列記してください。

6. ⑩は、出産年月日を記入してください。（※出産後に提出する場合に記入をお願いします。）
たとえば平成26年6月30日出産の場合は、

平成	年	月	日
7	2 6	0 6	3 0

のように記入してください。

7. 事業主の押印については、署名（自筆）の場合は省略できます。

8. 本申出に係る子以外の子の養育期間の標準報酬月額の特例措置（厚生年金保険法第26条）を受けている方については、本申出に係る産前産後休業の開始により当該特例措置を終了しますので、「養育期間標準報酬月額特例終了届」の提出は不要です。ただし、本申出に係る産前産後休業開始の前に養育しなくなったことにより特例措置を終了する場合は、別途「養育期間標準報酬月額特例終了届」を提出する必要がありますので、ご注意ください。

（参考）

保険料を徴収しない期間は、⑥産前産後休業開始年月日の属する月から⑦産前産後休業終了予定年月日の翌日の属する月の前月までとなります。

届書コード	処理区分	届書
※		

健康保険 産前産後休業取得者変更(終了)届

常務理事	事務長	課長	担当者

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
 ◎「※」印欄は記入しないでください。

①事業所整理記号	②被保険者整理番号	⑦年金手帳の基礎年金番号		④被保険者の氏名		③被保険者の生年月日	
				(月*日)	(氏)	(名)	昭 5 年 月 日 平 7
変更前	⑦出産(予定)年月日		⑤出産種別	④産前産後休業期間		※ <input type="checkbox"/> 開始年月日に変更となる場合 ⇒ 届書コード273へ <input type="checkbox"/> 開始年月日に変更がない場合 ⇒ 届書コード275へ	
	平成 7 年 月 日	単胎 0 多胎 1	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで				
変更後	⑦出産(予定)年月日		⑤出産種別	④産前産後休業期間		⑧出生児の氏名	
	平成 7 年 月 日	単胎 0 多胎 1	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	(月*日) (氏)	(名)		

届書コード	処理区分	届書	④出産(予定)年月日	⑤出産種別	⑥産前産後休業開始年月日	⑦産前産後休業終了予定年月日	⑧作成原因	送信
※			平成 7 年 月 日	※単胎 0 多胎 1	平成 7 年 月 日	平成 7 年 月 日	※	

届書コード	処理区分	届書	④産前産後休業開始年月日	⑤作成原因	送信	⑥出産(予定)年月日	⑦産前産後休業終了(予定)年月日	送信
※			平成 7 年 月 日	※		平成 7 年 月 日	平成 7 年 月 日	

平成 年 月 日提出

事業所所在地	〒	-
事業所名称		
事業主氏名	◎	
電話番号	()	-

受付日付印

社会保険労務士の提出代行者印	◎

健康保険 産前産後休業取得者変更(終了)確認通知書

①事業所整理記号	②被保険者整理番号	⑦年金手帳の基礎年金番号	①被保険者の氏名		③被保険者の生年月日		
			(フリガナ)		昭 5	年	月
			(氏)		(名)	平 7	日
変更前	⑦出産(予定)年月日		⑤出産種別	④産前産後休業期間			※ <input type="checkbox"/> 開始年月日が変わる場合 ⇒ 届書コード273へ <input type="checkbox"/> 開始年月日に変更がない場合 ⇒ 届書コード275へ
	平成 7	年 月 日	単胎 0 多胎 1	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで		
変更後	⑦出産(予定)年月日		⑤出産種別	⑦産前産後休業期間			⑧出生児の氏名
	平成 7	年 月 日	単胎 0 多胎 1	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで	(フリガナ)	(名)

届書コード	処理区分	届書	④出産(予定)年月日			⑤出産種別			⑥産前産後休業開始年月日			⑦産前産後休業終了予定年月日			⑧作成原因			送信
	※		平成 7	※	年 月 日	※	単胎 0 多胎 1	平成 7	※	年 月 日	平成 7	※	年 月 日	※				

届書コード	処理区分	届書	④産前産後休業開始年月日			⑤作成原因			送信	⑥出産(予定)年月日			⑦産前産後休業終了(予定)年月日			送信
	※		平成 7	※	年 月 日	※		平成 7		※	年 月 日	平成 7	※	年 月 日		

事業所所在地	〒	-			
事業所名称					
事業主氏名	様				
電話番号	()	-	

上記のとおり産前産後休業取得者変更(終了)を確認したので通知します。

平成 年 月 日

兵庫県建築健康保険組合
理事長

届書コード	処理区分	届書
※		

厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届

事務センター長 所長	副事務センター長 副所長	グループ長 課長	担当者

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
◎「※」印欄は記入しないでください。

①事業所整理記号	②被保険者整理番号	⑦年金手帳の基礎年金番号	④被保険者の氏名	③被保険者の生年月日
			(フリガナ) (氏) (名)	昭 5 年 月 日 平 7
変更前	⑦出産(予定)年月日	⑤出産種別	⑧産前産後休業期間	
	平成 7 年 月 日	単胎 0 多胎 1	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
変更後	⑦出産(予定)年月日	⑤出産種別	⑧産前産後休業期間	
	平成 7 年 月 日	単胎 0 多胎 1	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
			⑨出生児の氏名	
			(フリガナ) (氏)	(名)

※ 開始年月日に変更となる場合
 ⇒ 届書コード273へ
 ※ 開始年月日に変更がない場合
 ⇒ 届書コード275へ

届書コード	処理区分	届書	④出産(予定)年月日	⑤出産種別	⑥産前産後休業開始年月日	⑦産前産後休業終了予定年月日	⑧作成原因	送信
2 7 3	※		平成 7 年 月 日	※ 単胎 0 多胎 1	平成 7 年 月 日	平成 7 年 月 日	※	

届書コード	処理区分	届書	④産前産後休業開始年月日	⑤作成原因	送信	⑥出産(予定)年月日	⑦産前産後休業終了(予定)年月日	送信
2 7 5	※		平成 7 年 月 日	※		平成 7 年 月 日	平成 7 年 月 日	

平成 年 月 日提出

受付日付印

事業所所在地	〒 -
事業所名称	
事業主氏名	◎
電話番号	() -

社会保険労務士の提出代行者印	◎

【記入の注意】

1. ㉓の年号は、該当する数字を○印で囲んでください。
生年月日は、たとえば昭和57年11月7日の場合は、

昭 ㉓		年		月		日
平 7	5	7	1	1	0	7

のように記入してください。

2. ㉔および㉕は、産前産後休業期間の変更（終了）前後の出産予定年月日または出産年月日を記入してください。
たとえば平成26年7月5日出産予定の場合は、

平成		年		月		日
7	2	6	0	7	0	5

のように記入してください。

3. ㉖および㉗は、該当する数字を○で囲んでください。
4. ㉘は、変更（終了）前の産前産後休業の開始年月日および終了予定年月日を記入してください。
5. ㉙は、変更（終了）後の産前産後休業の開始年月日および終了予定年月日（産前産後休業の終了の場合は終了年月日）を記入してください。
なお、出産予定年月日より前に出産したときは、出産年月日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）の範囲内で妊娠または出産に関する事由で労務に服していなかった期間が産前休業となりますので、開始年月日に注意してください。（出産予定年月日を基準とした開始年月日より早まる場合があります。）
6. 事業主の押印については、署名（自筆）の場合は省略できます。

（参考）

保険料を徴収しない期間は、産前産後休業開始年月日の属する月から産前産後休業終了予定年月日の翌日の属する月の前月までとなります。

常務	事務長	部長	課長	係長	係

健康保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
 ◎申出をする方は、太枠部分を記入し、事業主あて提出してください。
 ※印欄は、記入しないでください。

① 事業所整理記号		② 被保険者整理番号		給与締切日 日 給与支払日 日 当月月 日	
(健)	(健)	(健)	(健)		
(年)	(年)	(年)	(年)		
⑦ 年金手帳の基礎年金番号		① 被保険者の氏名		③ 被保険者の生年月日	
		(フリガナ)		昭 5 年 月 日	
		(氏) (名)		平 7 年 月 日	
⑤ 養育する子の氏名		④ 養育する子の生年月日		② 産前産後休業を終了した年月日	
(フリガナ)		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
(氏) (名)		7 年 月 日		7 年 月 日	
				⑥ 従前の標準報酬月額	
				健 千円	
				厚 千円	
報 酬 月 額			④ 改定年月		⑦ 備 考
⑧ 算定対象月の報酬支払基礎日数	⑨ 通貨によるものの額	⑩ 現物によるものの額	⑪ 合計	⑫ 支払基礎日数17日以上月の報酬月額の総計	[週及支払額 昇(降)給差の月額]
月 日	円	円	円	円	
月 日	円	円	円	円	
月 日	円	円	円	⑬ 平均額	⑭ 修正平均額
月 日	円	円	円	円	円
※⑤ 決定後の標準報酬月額		送 信	⑮ 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始していませんか。		<input type="checkbox"/> 開始していません <input type="checkbox"/> 開始しました
健	千円		申出される被保険者の方が記入(☑)してください。 (注)産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、当該申出はできません。		
厚	千円				

社会保険労務士の提出代行者印
(印)

受付日付印

上記のとおり被保険者から申出がありましたので提出します。

平成 年 月 日提出

〒 -

(事業主)
 事業所所在地
 事業所名称
 事業主氏名 (印)
 電話番号 () -

健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金保険法施行規則第10条の2の規定による申出をします。

健康保険組合理事長 あて

平成 年 月 日提出

〒 -

(申出人)
 住 所
 氏 名 (印)
 電話番号 () -

健康保険 産前産後休業終了時報酬月額改定通知書

〇〇〇〇記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
※「申出をする方は、太枠部分を記入し、事業主あて提出してください。」
※印欄は、記入しないでください。

① 事業所整理記号		② 被保険者整理番号	
(健)	(健)	(健)	
(年)	(年)	(年)	
㊦ 年金手帳の基礎年金番号		① 被保険者の氏名	
		(フリガナ)	
		(氏)	(名)
		昭 5	年 月 日
		平 7	
㊧ 養育する子の氏名		④ 養育する子の生年月日	
(フリガナ)		平成 年 月 日	
(氏)		(名)	
		平成 7	年 月 日
		平成 7	年 月 日
		健	千円
		厚	千円
報酬月額			
㊨ 算定対象月の報酬支払基礎日数	㊩ 通貨による額	㊪ 現物による額	㊫ 合計
月 日	円	円	円
月 日	円	円	円
月 日	円	円	円
支払基礎日数 ⑬ 17日以上の月の報酬月額の総計		④ 改定年月	
円		年 月	
⑭ 平均額		⑮ 修正平均額	
円		円	
円		円	
⑯ 備考		⑰ 備考	
⑯ 決定後の標準報酬月額		⑰ 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始していませんか。	
健	千円	申出される被保険者の方が記入(☑)してください。	
厚	千円	(注)産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、当該申出はできません。	
		<input type="checkbox"/> 開始していません	
		<input type="checkbox"/> 開始しました	

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

平成 年 月 日

健康保険組合理事長

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、健康保険組合を被告として提起できます。
ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。
- この通知を受け取ったら、すみやかに確認された事項を被保険者に通知しなければなりません。

事業所所在地	〒 -
事業所名称	
事業主氏名	様
電話番号 ()	-

届書コード	処理区分	届書
2 2 1 6		

事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担 当 者

厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
 ◎申出をする方は、太枠部分を記入し、事業主あて提出してください。
 ※「印欄」は、記入しないでください。

① 事業所整理記号		② 被保険者整理番号		給与締切日 日 給与支払日 日 当月 翌月 日	
(健)	(健)	(健)	(健)		
(年)	(年)	(年)	(年)		
⑦ 年金手帳の基礎年金番号		① 被保険者の氏名		③ 被保険者の生年月日	
		(フリガナ)		昭 5 年 月 日	
		(氏) (名)		平 7 年 月 日	
⑤ 養育する子の氏名		④ 養育する子の生年月日		② 産前産後休業を終了した年月日	
(フリガナ)		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
(氏) (名)		7 年 月 日		7 年 月 日	
				⑥ 従前の標準報酬月額	
				健 千円	
				厚 千円	
報 酬 月 額				⑦ 備 考	
⑧ 算定対象月の 報酬支払基礎日数	⑨ 通貨による ものの額	⑩ 現物による ものの額	⑪ 合 計	⑫ 支払基礎日数 17日以上の月の 報酬月額の総計	⑬ 改定年月
月 日	円	円	円	円	年 月
月 日	円	円	円	円	⑭ 平均額
月 日	円	円	円	円	⑮ 修正平均額
※⑤ 決定後の標準報酬月額				⑯ 備 考	
健 千円				⑯ 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始していませんか。 申出される被保険者の方が記入(☑)してください。 (注)産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、当該申出はできません。	
厚 千円					
送 信				<input type="checkbox"/> 開始していません <input type="checkbox"/> 開始しました	

社会保険労務士の提出代行者印
(印)

受付日付印

上記のとおり被保険者から申出がありましたので提出します。

平成 年 月 日提出

〒 -

(事業主)
事業所所在地

事業所名称

事業主氏名 (印)

電話番号 () -

健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金保険法施行規則第10条の2の規定による申出をします。

日本年金機構理事長 あて

平成 年 月 日提出

〒 -

(申出人)
住 所

氏 名 (印)

電話番号 () -

【記入上の注意】

申出をする方は、太枠部分を記入し、事業主あて提出してください。

※産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は、申出できません。

【記入の方法】

1. ③の年号は、該当する数字を○印で囲んでください。

生年月日は、たとえば昭和57年11月7日の場合は、

昭	⑤		年		月		日
平	7	5	7	1	1	0	7

のように記入してください。

2. ⑦の種別は、次の該当する数字を○印で囲んでください。

2：女子

6：厚生年金基金の加入員である女子

3. ④は、養育する子の生年月日を記入してください。

たとえば平成26年6月30日生まれの場合は、

平成		年		月		日
7	2	6	0	6	3	0

のように記入してください。

4. ⑦欄には、報酬のうち、臨時に受けたものおよび年3回以下で支払われるもの以外のもので、通貨で支払われた賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けた、すべてのものの額を、それぞれ該当の欄に記入してください。
5. ⑧欄には、報酬のうち、食事、住宅、被服など通貨以外のもので支払われたものについて、健康保険法第46条または厚生年金保険法第25条の規定によって厚生労働大臣が定めた価額によって算定した額を、それぞれの該当の欄に記入してください。
6. ⑨欄には、⑩欄の額を報酬支払の基礎となった日数17日以上月の数で除して得た額を、記入してください。
7. ⑪備考欄の「遡及支払額」には算定対象月内に支払われた通常給以外の報酬を、「昇(降)給差の月額」には昇(降)給により増(減)された額の月額を、「昇(降)給月」には昇(降)給または遡及分の支払が行われた月を、それぞれの該当の欄に記入してください。
8. 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は省略できます。
また、申出者の押印についても、署名(自筆)の場合は省略できます。

【お知らせ】

3歳未満の子を養育する厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の特例について

3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が、その子を養育することとなった月の前月(その月以前1年以内に被保険者であった月のうち、直近の月)の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合には、年金の額の計算の特例措置が設けられています。

被保険者が申出をした場合、3歳未満の子を養育する期間のうち、従前標準報酬月額を下回った月は、実際の標準報酬月額のかわりに、従前標準報酬月額を用いて、将来、年金の額が計算されます。ただし、申出をした月より前の期間については、申出が行われた月の前月までの2年間が対象になります。

この特例に関する手続きは、被保険者の方が「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」に必要書類を添えて提出することになります。